平成 19 年 3 月 19 日

庄原市議会議長 様

代表者 庄原市議会議員 堀井 秀昭

賛成者 庄原市議会議員 谷口 勇

松浦 昇

加島 英俊

原田 顕三

横山 邦和

谷口 隆明

野崎 幸雄

早瀬 孝示

垣内 秀孝

中原 巧

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び庄原市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例案を提出する。

(提案理由) 地方自治法の一部改正により所要の改正を行おうとするものである。

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例

庄原市議会委員会条例(平成17年条例第220号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第5条ただし書を削る。

第8条第1項中「は、議長が会議に諮って指名する。」を「の選任は、議長の指名による。」に改め、同条第2項中「会議に諮って」を削り、同条第3項中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

第14条(見出しを含む。)中「議会運営委員及び特別」を削り、同条中「議会 運営委員及び特別」を削る。

第 22 条第 1 項中「(昭和 22 年法律第 67 号)」を「(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)」に改める。

第30条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項 の次に次の1項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署 名又は押印については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。